本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二六四号）（防衛省）

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二一年法律第四四号）の施行期日は、平成二二年三月二六日とすることとした。

◇防衛省組織令等の一部を改正する政令（政令第二六五号）（防衛省）

一　防衛省組織令の一部改正関係

陸上自衛隊の学校の生徒の身分の新設に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第五条、第八条及び第一二条関係）

二　自衛隊法施行令の一部改正関係

1　第一五旅団の新設等に伴い、方面隊及び旅団の編成を改めることとした。（第七条及び第一二条の二関係）

2　陸上自衛隊小平学校の所掌事務を改めることとした。（第三三条の二関係）

3　陸上自衛隊少年工科学校を陸上自衛隊高等工科学校に改編し、副校長の定数等を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。（第三三条の二、第三六条、第三六条の二、第三八条の二及び第三八条の三関係）

4　陸上自衛隊高等工科学校の生徒に対する休学及び停学処分について、処分の期間及び処分の効果を定めることとした。（第六一条及び第六二条関係）

三　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

1　陸上自衛隊高等工科学校で教育に従事する自衛隊教官について自衛隊教官俸給表の適用を受けるものとすることとともに、同俸給表の職務の級の決定基準として高等工科学校の副校長である自衛隊教官にあっては、二級に決定することを定めること等とした。（第三条、第六条及び第六条の二関係）

2　陸上自衛隊高等工科学校の生徒に対する食事の無料支給、被服の無料貸与及び支給並びに療養の給付その他所要の規定の整備を行うこととした。（第一四条、第一七条～第一七条の三、第一七条の六、第一七条の六の六、第一七条の七、第一七条の九、別表第九及び別表第一〇関係）

3　生徒手当の支給等について定めることとした。（第一八条の二、第一九条及び第二五条の二関係）

四　関係政令の規定の整備関係

陸上自衛隊の学校の生徒の身分の新設に伴い、関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

五　この政令は、一部の規定を除き、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二二年三月二六日）から施行することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二六六号）（財務省）

1　独立行政法人日本学術振興会が先端研究助成業務又は研究者海外派遣業務として支給する資金について補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が準用されることに伴う所要の規定の整備を行うこととした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十一月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百六十四号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十四号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十二年三月二十六日とする。

総務大臣　原口　一博
防衛大臣　北澤　俊美
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

防衛省組織令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十一月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百六十五号

防衛省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十四号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「学生」という。）」の下に「、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十五条第五項の教育訓練を受けている者（第十二条第三号において「生徒」という。）」を加える。

第八条第十四号中「（昭和二十九年法律第百六十五号）」を削る。

第十二条第三号中「学生」の下に「、生徒」を加える。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条の二」を「第三十八条の三」に改める。

第七条中「、これに準ずる隊又は特科群一」を「又はこれに準ずる隊一」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　師団二及び旅団一

第十二条の二中「特科隊一」を削り、同条第一号中「普通科連隊四」の下に「及び特科隊一」を加え、同条第二号中「及び戦車隊一」を「、戦車隊一及び特科隊一」に改め、同条第三号中「及び戦車大隊一」を「、特科隊一及び戦車大隊一」に改め、同条第四号中「普通科連隊三」の下に「及び特科隊一」を加え、同条第五号中「普通科連隊二」の下に「及び特科隊一」を加え、同条に次の一号を加える。

六　普通科連隊一